

令和2年5月28日

緊急事態宣言解除後における 新型コロナウイルス感染防止のお願い

(公社) 全日本銃剣道連盟 医学・安全委員会

5月25日、政府は**緊急事態宣言を解除**し、各種活動を段階的に緩和しております。

このような情勢の中、全日本銃剣道連盟は、**対面的稽古の自粛を当面の間継続**することといたしました。

これは、自ら感染を防止するとともに、会員活動がクラスター（集団感染）にならないよう「3密（密閉、密集、密接）」を避けるためです。

つきましては、以下のとおり、現時点における会員活動を行う場合に留意していただきたい事項を記載しました。

事態ご理解の上、ご協力お願い申し上げます。

1. 当面（緊急事態宣言解除後も）、対面的な稽古は控える。
2. 体調不良者（体温37.5℃以上、咳・痰・強いだるさ等）は参加しない。
または、参加させない。
3. 稽古を行う場合、既往症、高齢者（65歳以上）は主治医と相談する。
4. 平素の生活や稽古中に、手洗いをこまめに行う。
5. 道場入口等に消毒用アルコールを設置し、前後に必ず手を消毒する。
6. 室内での稽古・会議等では、十分な換気を積極的に行い、相互に前後左右の距離を1.5～2メートル取る。
7. 平素の健康維持に留意する。